

○松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年12月27日

松江市規則第340号

改正 平成23年3月31日規則第19号

平成25年12月20日規則第59号

平成28年2月4日規則第9号

平成28年5月27日規則第50号

平成29年12月19日規則第50号

平成30年12月21日規則第79号

平成31年3月29日規則第5号

(趣旨)

第1条

この規則は、松江市市民活動センター設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第465号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備等の利用料金)

第2条

条例別表の備考10に規定する附属設備等の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(市長による管理に関する読替え)

第3条

条例第20条第1項の規定により市長が松江市市民活動センターの管理を行う場合にあっては、前条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えて同条の規定を適用する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2

松江市男女共同参画センター設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年松江市規則第69号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月31日松江市規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日松江市規則第59号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月4日松江市規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月27日松江市規則第50号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月19日松江市規則第50号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日松江市規則第79号）

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市規則第5号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属設備等基準額

| 種別 | 品名 | | 単位 | 1区分の基準額 | 備考 | |
|------|--------------|----|-----|----------|----------|--|
| 楽器 | グランドピアノ | | 1台 | 520円 | 調律料は含まない | |
| 音響設備 | 交流ホール音声設備 | | 1式 | 2,080円 | | |
| | ワイヤレスマイクロフォン | | 1式 | 1,030円 | | |
| | ラジオカセットデッキ | | 1台 | 520円 | | |
| 映写設備 | プロジェクター | | 1台 | 1,030円 | | |
| | 映写スクリーン | | 1張 | 520円 | | |
| その他 | 電源使用料 | | 1kw | 100円 | 持込器具の場合 | |
| | ロッカー（大） | | 1人分 | 1,030円／月 | | |
| | ロッカー（小） | | 1人分 | 520円／月 | | |
| | 片面印刷機 | 製版 | | 1枚 | 20円 | 用紙は持込みとする。 20枚単位で20枚に満たない端数がある場合は、当該端数は20枚に切り上げる。 |
| | | 印刷 | A4 | 20枚 | 5円 | |
| | | | A3 | 20枚 | 10円 | |

備考

1

「午前」・「午後」・「夜間」の利用区分をもってそれぞれ1区分とする。

2

利用区分を超えて利用する場合の基準額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。）につき、この表に定める基準額の3割相当額を加算した額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。